

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から52年4月まで

これまでの5回の申立てでも認められなかったが、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、具体的な保険料納付状況等が不明であること、国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対する再申立てについては、申立人の希望により、申立期間当時A町役場(現在は、B市役所A町事務所)に勤務していた職員から、加入手続及び保険料納付について聴取したものの、その職員から具体的な証言を得ることができなかったこと、同町役場作成の国民年金保険料徴収簿には申立人の母親及び姉の保険料の納付記録は確認できるものの、申立人については確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対する再申立てについては、申立人は、委員会の判断に納得がいかないとし、父親が保険料を納付していたと主張しているが、これは当委員会の上記の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、平成

23年7月5日付けで訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対する再申立てについては、申立人が提出した次姉の年金手帳の写しから、申立人についての加入手続が行われたことをうかがうことはできないこと、申立人がA町役場の元職員の証言内容を記載したとして提出した文書に係る元職員は、当時は国民年金への未加入者への加入勧奨を行っていなかったとしていること、申立人が提出した「証言書」に係る別の元職員は、申立人の父親から具体的な保険料の納付方法を聞いていないとしていることから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月27日付けで訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対する再申立てについては、申立人は、当時のA町役場の国民年金担当職員であれば、父親が保険料を納付していたことを知っているはずであるとしているが、当時の同町役場の資料によっても、担当職員を特定することができないこと、申立人が年金手帳の代わりに父親から受け取ったとするカードについては、同町役場の元職員は、「カードについて分からない。」と証言している上、B市役所は「そのようなカードの存在を把握していない。」旨回答していることから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年9月11日付けで訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、「申立期間当時のA町役場で父親の部下であった元職員が、父親が保険料を納付していたことを証言しており、その『証言書』もある。父親から受け取ったカードの存在について把握しないまま結論を出すのはおかしい。当時の同町役場で国民年金の担当者であった元職員から聞けば、父親が保険料を納付していた事実が確認できる。」旨主張し、国民年金の担当であったとする者の氏名を挙げている。

しかしながら、申立人の父親の部下であった元職員は、「申立人の父親と年金の話をしたことはあったことから、申立人が作成した『証言書』に署名等したが、申立人の父親から具体的な保険料の納付方法については聞いていない。」旨回答していること、A町役場の元職員の証言及びB市役所の回答から、A町役場において国民年金の加入者にカードが発行されていたことが確認できないこと、申立人が同町役場において、国民年金の担当者であったとする元職員の所在を特定できず、当時の事情を聴取することができないことなど、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、今回の申立てにおいて、「『A町の台帳』等について、当委員会から誤った説明を受けた。4回目の申立ての際に行われた口頭意見陳述において、委員からの説明が無かったのは納得できない。」旨主張しているが、これらは委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

## 新潟厚生年金 事案 1716

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 3 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

A 県教育庁 B 教育事務所管内の市立小学校で助教諭として勤務した申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 県教育庁 B 教育事務所（以下「B 教育事務所」という。）が保管する申立人に係る給料個票及び C 市立 D 小学校が保管する申立人に係る履歴書から、申立人は、当該期間のうち、昭和 54 年 4 月 5 日から同年 7 月 24 日までの期間に C 市立 E 小学校で第 3 類臨時職員として勤務していたと認められる。

しかしながら、B 教育事務所は、「資料が無いため、申立人の厚生年金保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、B 教育事務所は、「臨時職員の厚生年金保険への加入については、A 県市町村立学校臨時職員取扱規程により、採用期間が 2 か月を超える場合は加入させるが、2 か月以内の場合は加入させていない。」としているものの、オンライン記録から、申立人と同様に昭和 54 年 9 月 1 日に同事務所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、同年 4 月から 2 か月を超える期間を定めて同事務所管内の小中学校に勤務したとする複数の者は、「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していない。」と回答しており、その中には、「雇用契約が 4 か月だと厚生年金保険に加入できな

いとの説明があった。」「契約期間は2期に分かれていて、前期は短いので厚生年金には加入できないと言われた。」「厚生年金の取扱いは学校や担当者によって違っていた。」とする者もいることから、当時、同事務所では、採用期間が2か月を超える臨時職員であっても、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、当該期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、B教育事務所が保管する申立人に係る給料個票及びC市立D小学校が保管する申立人に係る履歴書から、申立人は、当該期間のうち、昭和55年4月5日から同年7月24日までC市立D小学校で第3類臨時職員として勤務していたと認められる。

しかしながら、B教育事務所は、「当事務所が保管する申立人に係る給料個票の昭和55年9月1日の欄の余白に、『社保加入』との印字が確認できることから、当該期間については、申立人は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、B教育事務所は、「臨時職員の厚生年金保険への加入については、A県市町村立学校臨時職員取扱規程により、採用期間が2か月を超える場合は加入させるが、2か月以内の場合は加入させていない。」としているものの、オンライン記録から、申立人と同様に昭和55年9月1日に同事務所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、同年4月から2か月を超える期間を定めて同事務所管内の小中学校に勤務したとする複数の者は、「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していない。」と回答しており、その中には、「1学期の期間は4か月未満なので厚生年金保険に入れなかったと思う。その期間は国民年金に加入していた。」「昭和55年4月9日から同年9月1日までは国民年金に加入していた。」とする者もいることから、当時、同事務所では、採用期間が2か月を超える臨時職員であっても、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年3月25日まで

A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A社B出張所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B出張所に勤務していたと申し立てているが、同社の事業主は、「当社が保管する資料から、申立人が入社したのは昭和40年5月であることが確認できることから、申立人は申立期間において当社に勤務していない。」と回答している。

また、申立人が元同僚として氏名(名字を含む)を記憶している9人のうち、所在が確認できた4人に照会したものの、回答が得られない上、オンライン記録から、A社において申立期間中に厚生年金保険に加入し、所在が確認できた2人からも回答が得られないことから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料として月額3,400円を控除されていたとしているが、申立期間当時の健康保険厚生年金保険料額表から、厚生年金保険料の被保険者負担分の上限額は630円であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで  
A 小学校に講師として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与支給額よりも低額となっていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 町役場が保管する申立人に係る嘱託職員採用協議書及び人事台帳から、申立人は、平成 2 年 4 月 14 日から 3 年 3 月 31 日までの期間、同年 4 月 4 日から 4 年 3 月 31 日までの期間、同年 4 月 6 日から 5 年 3 月 31 日までの期間、同年 4 月 2 日から 6 年 3 月 31 日までの期間及び同年 4 月 18 日から 7 年 3 月 31 日までの期間において A 小学校に嘱託職員の講師として勤務し、申立期間に係る 4 年 4 月 6 日から 5 年 3 月 31 日までの期間については月額 18 万 2,000 円、同年 4 月 2 日から 6 年 3 月 31 日までの期間については月額 18 万 2,300 円の給与が支給されていたと認められる。

しかしながら、申立人の当時の同僚から聴取することができない上、B 町役場は、「資料が無いため、申立人の申立てどおりの給与支給額に見合う保険料を控除していたかは不明である。」と回答していることから、申立人の主張する給与支給額に見合う厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、標準報酬月額の算定については、申立人の平成 4 年度の雇用期間の始期が、上記のとおり、平成 4 年 4 月 6 日とされており、B 町役場は、「当時の出勤簿を確認したところ、申立人は、平成 4 年 4 月 6 日から出勤しており、同年 4 月 1 日から 4 月 5 日までは出勤していない。当時、月の途中で雇用された

嘱託職員の給与は日割計算されていた可能性がある。」と回答しているところ、当時の同町役場における給与の支払方法が現在と同様に「月末締め、翌月 10 日払い」で、同年 4 月の給与が日割計算され、5 月から 7 月までの 3 か月間に支払われた報酬月額に基づいて算定及び届出が行われた場合には、申立期間の標準報酬月額は 17 万円となり、オンライン記録と一致する。

なお、上記のとおり、申立人は、申立期間のほかにも A 小学校において勤務しており、いずれの雇用期間の始期も 4 月 1 日となっていないが、それを踏まえて上記と同様に給与月額を日割計算した場合でも、標準報酬額はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。